

# 令和7年度 神奈川県立愛川高等学校不祥事ゼロプログラム

## 県立愛川高等学校

神奈川県立愛川高等学校は、事故・不祥事の根絶をめざすとともに職員一人ひとりが教育公務員としての自覚と誇りを持って業務を推進することにより、県民に一層信頼される教育を推進していくために、不祥事ゼロプログラムを定める。

### 1 プログラムの実施について

- (1) 神奈川県立愛川高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、プログラム全体を統括する。
- (2) 副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。プログラムの実施・検証の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。
- (3) 職員はルール遵守を旨とし、一人ひとりがプログラムの実施主体としての自覚を持ち、継続的に不祥事防止に取り組む。
- (4) プログラムの実施においては年度当初に課題を職員に提示して全体的な行動計画を示すとともに、時機に応じてプログラムを実施し、新規採用職員等に対する研修等にも力を入れる。

### 2 目標及び行動計画

- (1) 法令遵守意識の向上

#### ア 目標

教育の専門家としての自覚、意識を高め、高い倫理感を持って行動する。

#### イ 行動計画

- 教職員としての使命とともに、社会の一員であることを自覚し、法令等を遵守して、信用失墜行為等を行うことなく、県民の期待と信頼に応える。
- Teamsや業務用メール等を活用した研修を実施し、教職員に求められる高い倫理観の保持・向上に取り組む。

- (2) 職場のハラスメントの防止

#### ア 目標

あらゆる差別、偏見及びハラスメントにつながる言動を行わず、すべての人の人権と多様性を尊重する。

#### イ 行動計画

- 職員一人ひとりがお互いの人格を尊重し、職場の対等なパートナーであるという意識を持つ。
- 人権への配慮に欠いた発言をしていないかなど、自らの言動について常に見直し、すべての人一人ひとりを大切にした言動を心がける。

(3) 生徒に対するわいせつ、セクハラ行為の防止

ア 目標

生徒との適切な距離感を持った指導・対応を徹底し、指導の際は複数の教員で対応することを基本とする。

イ 行動計画

○生徒の指導に当たって、やむを得ず一人で対応する場合は、閉じた空間ではなく、他の教員の目が届く場所で対応する。

○休日や時間外の鍵の貸出簿を作成し、教室の使用者を明らかにするとともに施設管理員の巡回により校内の秩序を守る。

(4) 体罰・不適切な指導の防止

ア 目標

生徒に対する体罰や不適切な指導、行き過ぎた指導、暴言を行わない。

イ 行動計画

○人格を否定するような暴言、大きな声や威圧的な態度等の高圧的な指導を行わない。

○Teamsや業務用メール等を活用した研修を実施し、職員一人ひとりが「自分事」として捉え、自分自身の指導を振り返る場を設ける。

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

業務マニュアル等をしっかりと読み、誤りのない対応ができるよう準備するとともに、気になったことは速やかに報告・相談する体制を維持する。

イ 行動計画

○職員一人ひとりが業務内容を十分に理解しておき、不測の事態への対応方法も確認するなど、具体的にイメージしておく。

○チェック体制を確認し、細心の注意を払って業務に当たり、改善すべき点や気付いた点を速やかに総括教諭や管理職に報告する。

(6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策の徹底

ア 目標

個人情報をルールに基づいて適切に収集、管理し、紛失、漏えい防止に取り組む。

イ 行動計画

○個人情報を収集する必要がある場合は、校長の許可を得て、本人と保護者等に目的を伝え、必ず文書により承諾を得る。

○やむを得ず個人情報を校外に持ち出す際は、事前に管理職の許可を得て、持ち出す個人情報は常に身に付けて行動する。

## (7) 業務執行体制の確保等の徹底

### ア 目標

業務に関する情報を適切に共有し、人間関係が良好でお互いに意見を言いやすいなど、働きやすい職場環境を構築する。

### イ 行動計画

○計画的、効率的に業務を進めることができるよう、グループ会議や学年会議等を通じて定期的に業務の進捗状況を共有している。

○忙しい時期には、学年・グループ・教科を超えて教職員間で協力する体制を維持する。

## (8) 財務事務等の適正執行

### ア 目標

私費会計規準に基づき、公費に準じた適正な会計処理を行う。

### イ 行動計画

○事務処理の手順にしたがって、執行にあたっては証拠書類を確実に残す。

○転退学に伴う返金事務は、転退学後2か月以内に返金を完了する。

## 3 検証

### (1) 中間検証

2に規定する行動計画について、令和7年10月下旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和7年11月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行うとともに職員に周知する。

### (2) 最終検証

2に規定する行動計画及び中間検証の結果を踏まえた修正等について、令和8年3月初旬までに実施状況を確認するとともに、各目標の達成状況を検証する。その際、全職員からの意見聴取を行い、ヒヤリ・ハット事例を共有する。

## 4 評価

ゼロプログラムの最終検証及び全職員からの意見聴取を踏まえ、不祥事防止の取組の実施結果について自己評価を行う。また、検証結果と不祥事防止の実施結果等を取りまとめ、学校ホームページで公表する。

## 5 次年度の取組

令和7年度の不祥事ゼロプログラムの最終検証・評価を踏まえ、令和8年度の不祥事ゼロプログラムを策定する。